

(第一類 第四号)

衆議院 法務委員会 議録 第十号

(一九〇)

第十二回国会

昭和二十六年十一月九日(金曜日)

午後二時十八分開議

出席委員

委員長代理

理事

押谷

富三君

理事北川

定秀君

理事

田嶋

好文君

英吉君

弘君

鍛治

良作君

理事

高橋

好文君

英吉君

弘君

牧野

寛素君

理事

高橋

好文君

英吉君

弘君

眞鍋

勝君

理事

小野

孝君

英吉君

梨木

繁九君

理事

松木

弘君

英吉君

出席国務大臣

石井

繁九君

理事

小野

孝君

英吉君

大橋

武夫君

理事

大橋

武夫君

英吉君

法務総裁

大橋

武夫君

英吉君

出席政府委員

法務

監査

監査

監査

監査

監査

法務監査官

佐藤

達夫君

監査

監査

監査

監査

見習事

法務

監査

監査

監査

監査

委員外の出席者

檢事

法務

監査

監査

監査

檢事

法務

監査

のあつたものを公職から排除するといふのであります。ところがこのたび公職を追放された細川嘉六君外三名は、

さような事実はなかつたと、いうことでも、すでに国会議員に立候補する際に、政府自身が、この公職より除去され、つまり資格審査の証明をもつて立候補しておるのであります。従いまして、この覚書の趣旨からいっても該当する筋合いのものではないと思うのであります。が、これはどういうことになりますか。

○大橋国務大臣 最高司令部の解釈によりますと、一九五〇年六月六日内閣総理大臣宛の書簡におきましては、共

別の指令がない限りはできないものと考へるが、その特別の指令というものが布告せられたのであります。この第一部總則という章に相なつておりますが、その第四項におきまして、「連合國最高司令官ノ権限ニ依リ發セラル一切ノ布告、命令及訓令ノ正文ハ英語ニ依ルベシ日本語ノ翻訳文モ發セラレ相違發生スル場合ニ於テハ英語ノ本文ニ拠ルモノトス」こういうふうに書かれています。

そのための命令に基く禁止、制限並びに義務に服せしむるために必要な行政上の措置をとるよう命ぜる。こう述べられてあるのであります。この指令はその後におきましても、同様の條件に該当するものがあつた場合には、同様の行政上の措置をとるべきであるといふ意味を含めた趣旨であると解釈せられております。

○鶴木委員 その解釈が非常に問題でありますて、私は前回の質問でも申しました。この昨年六月六日の指令といたしまして、国民が選んだ国会議員まで、行政処分で追放するというものをさように拡張解釈することが許されるといだしまするならば、これは政府の一存によりまして、国民が選んであります。そこで私は聞きたいのですが、ゆえに、この解釈の内容について明確な御答弁を願いたいと思うであります。

○大橋国務大臣 総司令部の特別の指令がなければ、むろんできないのであります。

○鶴木委員 そこでこのたびは、政府の説明によれば、一九五〇年六月六日に特別指令があつた。こうおつしやるのあります。が、前会からの答弁によりますと、そういうように理解されるのであります。ところで、一九五〇年の六月六日の指令では、はつきりと日本共产党の中央委員二十四名と限定しているのであります。が、これを拡張してさ

しておられるのかといふその解釈の内 容といふが示されなければなりません。具体的に申しますならば、今までだつてこの指令の解釈について疑義があつたのであります。そこで私は聞

いたいのであります。私はそれを聞き取ります。そして一つの指令の解釈についてまとまつた結論といふのが出

ておるのであります。私はそれを聞き取ります。そうでないと拡張解釈は司令部の専権であるということでおどかれておるのであります。私はこの前にもいたしましたならば、私はこの前にも申しましたが、このたびは日本共产党の国会議員に対して追放といふ处分がなされました。が、一朝立場をかえますならば、すべての国会議員に対してこ

のような追放をなす可能性が出て来るのではないかということを私は心配するがゆえに、この解釈の内容について明確な御答弁を願いたいと思うであります。

○大橋国務大臣 私どもはこの指令に解釈に拘束せられておるわけであります。

○鶴木委員 その点はわかりました。でありますから、私は聞きたいのであります。発令官憲にその解釈がまかされておるというのであります。が、しかししながらこの六月六日の指令を私どもが読みますならば、これは明らかに二十四名だけに限定されておる。それを拡張して解釈してよろしいのかといふこと、その解釈の内容、これはどういふうに理解したらよろしいのか、もしあなたが、まつたく国会議員もまた

国民の基本的な人権といふものも、この角度からくずれ去つて行くだろうと思つておられます。従いましてこの点についての解釈といふものが、いつそ

命令であるとか指令であるとかと言つて、日本の官憲が非常に不當に日本人たとえば具体的な個々の集会を禁止しておられる。しかしあれから言えれば、その指令や命令といふものが国民に知らなければ、その適法な根拠といふのを知るすべもない。そういうことを

か命令といふものは、国民の前に公表すべきものだ。公示すべきものであるときにはあくまでも公表すべきであるといふことを政府は答えておるのであります。これは私が文書で理解しているかということを質問した

政府に質問して政府の答弁がそのようになつたのであります。法務總裁は、すべての国会議員がそのように追放されると、その際にはあくまでも公表すべきであるといふことを政府は答えておるのであります。これは私が文書で理解しているかということを質問した

前もそう言わましたが、しかしそれは政府が單に考へないといふだけのことによって、少しもわれく国会議員されるようなことは考へられないところにあります。政府がどう考へようともあ考えます。政府がどう考へようともあ考えよう。われくは法律によつて保障されているといふことの建前が、はつかりと打ち立てられない限りは安心することができるといふのでありますから、やはりこの指令の解釈といふものを明確にしておくことが必要だと思つてあります。

○大橋国務大臣 指令の解釈はその都度明確にいたしております。

○梨木委員

だから私は、今の点は明確でないからどうかひとつ教えていただきたい。こう言つておるのであります。ところがあなたはこれをその指令を出したところへ行つて聞きなさいと言われる。しかし私はこの指令がはつきりしないから、政府の責任においてこれを明確に国民に明示すべきであるといちらうに要求するのであります。しかし私はこの指令がはつきりしないから、政府の責任においてこれを明確に国民に明示すべきであるといちらうに要求するのであります。

○大橋国務大臣 一九五〇年六月六日の指令は、これは読んで字のことく明らかであると考えております。従いまして、特にこれの解釈について疑問を持つというふうには私どもは考えておりません。

○梨木委員 それではもうそれ以上押問答してもしようがないから、質問を次に移します。

私は前回の委員会におきまして、追放の理由の説明を要求したのであります。ところが法務総裁は、ただいま説明すべき段階ではないと申されました。しかるに九月六日の参議院の文部・水産連合委員会におきましては、吉橋敏雄説明員が法務総裁の指示に従つて明らかに追放の理由を説明しておるのであります。これによりますと、今度の追放といふものは、これらの人々が日本共産党の臨時中央指導部委員であつたといふことと、それからこれらの人々が「法令に基く権威に反抗し、しばしく占領軍に反抗、反対し、及び虚偽煽動的又は暴力主義的傾向を助長、正当化する」ことが公職追放の理由になつておるのであるとの説明がありました。ところがこれに対しまして、これは間違

いだと政府はおつしやつております。

しかし私は少くとも法務総裁の部下がいたと思いますが、どうお考えでありますか。

○大橋国務大臣 部下の過失に対しましていかなる措置をとることが適当

が果されるかどうか、私はこれは重大な問題だと思います。なぜなら

いた

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

これは不当なことがあります。行政処分の方はどういう資料によつて認定したかは、これは発表する機会がない。しかしながら刑事処分の方は、刑事訴訟法の進行に従つて法廷に証拠として出して出すだろう。こういうのである。

ところが法廷に証拠として出す、そういう証拠がないということで釈放しているのです。だからもはや今日におきましては、どういう理由で逮捕した、どういう理由で追放したかといふことは、何ら国民の前に明確にされないことになつておるではありませんか。私はこれではまつたく、こういう政府の措置というものは民主主義の原則に反しておると考へるのであります。が、そよお考えになりませんか。

○大橋国務大臣 行政処分につきましては、もちろん行政上の証拠に基いて判定をいたす必要から行われるものと考えております。しかしながら司法処分の面におきましては、いまだ起訴するに十分なる証拠を收集する時期に至つておりますので、従つて目下起訴が行はれておらない。こういうわけであります。

○鶴木委員 私どもは国民の基本的な人権に対して制限を加えるようなこと――具体的に申しますならば刑事処分であります。こういう刑事処分を科する場合には、あくまでも慎重な手続によつて、最も嚴重な手続によつてつくられた証拠、その証拠によつて刑事的な処分をすべきであるという建前から、刑事訴訟法というものが規定され、これに基づいて人民の自由を制限することを裁判によつて決定するというようなことになつてお

るところのであります。人民の基本的な自由といふものを制限する場合には、そういう慎重な手続を経なければならぬ。だからこそ行政的な処分によつて基本的な人権を制限することは一切これを認めないというのが、これが新憲法のもとにおける、また民主主義のもとにおけるところの基本的な要請であります。刑事的な処分におけるところの資料といふのは、これは基本的な人権を制限するための何ら有力な、国民すべてを納得させるような証拠とし得べきものではないというのですが、これが刑事訴訟法を設けた根本的な目的であると思うのであります。がんばって、この有効な、的確な証拠として出されるようなものがないということを窺つた上で、かかる行政官憲の集めた資料によつて、かねてよりの証拠能力もないよろんな重大な国会議員の地位を奪うといふことの証明能をもつて、このは刑事訴訟法といふものがあるこの建前からいたしまして、基本人権を尊重するという建前からいたしまして、まことに不當なことであると思うのですがあります。さような行政処分によつてかかる基本人権を奪つてしまふよろなことについて、今日におきましては、これはや刑事的な証拠といふものが、刑事訴訟法上の証拠といふものがないと子を取消すことが至当であると思うのですがあります。しかしでありますか。  
○大橋国務大臣　刑事訴訟の必要と子を証拠がないことが明らかである。こういうのはあなたの想断でございまして

○鶴木委員 まあその点は政府はそう御答弁になるだらうとは思つておりましが、ではそれはその程度にいたしましたが、私はこの昭和二十二年勅令第一号の根拠になつている指令、つまり一九四六年一月四日の指令、この指令の十九項を見ますと、この指令の規定條項によつて影響を受ける日本帝国政府官吏及び下級職員は、すべてこの指令の精神及び文句の違法及び遵守について、個人としてかつ厳格に責任をとらねばならない、というふうに規定しておる。これは追放される人々も含んでおることではありますよと、また一面におきまして、この公職追放の実際の事務を扱うところの政府官憲が、基本的な人権を侵害しないよう、嚴重に厳格にこれを扱わなければならぬ。それについての責任をとらなければならぬといふことを規定したものであると思ふのであります。今回のような国会において一貫発表したこと、されば間違ひでありますと、さうやうなことは、これは明らかにこの指令の趣旨からも責任をとらなければならない。政府官憲が、責任をとつておらないようになると、この指令の趣旨について政府はどうお考えになりますか。

○大橋国務大臣 御指摘の指令は、誠んで字のごとく、御趣旨の通りであるますが、この指令の趣旨について政府は

のでありますか。このたび、こうして追放になりました。ところで一九五〇年六月六日のこの指令といふものと、それから政府の説明によれば、昭和二十二年勅令第一号と、これが一体となつて、この公職追放という一つの処分が有効に存続しておると思うのであります。そこで講和が発効いたしまして、その後におきましては、指令といふものは、その効力が消滅することは言ふまでもありません。そういたしまして、この指令といふものは効力をなくす。そうすると、その後におきまして、これらの方の追放に関する指令の解釈といふものについて、われくは非常な疑問を持つておるのであります。が、これの解釈の誤り、これを正す。そういうようなることは一体どこで扱うようなることになるのでありますようか。

○**製木委員** 講和が効力を発した後におきましては、指令というものは消滅する。そうなれば公職追放というものもある。従つてこの有効な一つのささえといふものはなくなるわけでありますから、効力がなくなると解釈してよろしいですか。

○**大橋国務大臣** 何らの法律的措置がとられなければ、現在のボッダム政令によりまする公職追放というものはない。従つてこの有効な一つのささえといふように今政府としては考えております。

○**製木委員** なくなる……。

○**大橋国務大臣** その効力はなくなるといふふうに考えております。

○**製木委員** 何らかの法的措置がなければ、その公職追放の効力といふものは消滅する。従つてことに承つてよろしいのですか。

○**大橋国務大臣** そういう趣旨でござります。

○**製木委員** そういたしますと、このたび細川嘉六君外三名、その他わが党中央委員二十四名、そのほかアカヘタの幹部諸者が追放されておりますが、講和が効力を生じた後において政府は何らかこの公職追放の効果を存続させるような特別の法的措置をおとりになるようなお考へて下さい。

○**大橋国務大臣** その点はなお政府において研究をいたしております。

○**製木委員** 今度の細川嘉六君外三名の国会議員の公職追放の問題に関連いたしまして、実はこれは先ほど政府の答弁されたように、公職適否審査委員会といふものはすでになくなつていふ。しかも、これはわれくの情報によれば、日本政府が情報を提供して、そ

うしてこれらの人々が日本共産党の臨時中央指導部員だということと、そうしてこの人たちが何か政令三百二十二号に該当するような文書を共同で作成した、こういう事実、これを司令部へ提供いたしまして、司令部はこれに基いて日本政府が追放することを容認したというような、そういう書き方になつておるということを聞いたのであります。そこで私たちは司令部へ参りまして、そういう政府の資料というものは根拠がなくて、そして実は捜査をやつてみたけれども、その事實を裏づけるところの証拠もなくて、逮捕をした人を釈放せざるを得なくなつたという事情である。だから従つて政府の措置は明らかに不当である、しかし今はこれを救済する方法はありません、これはどうしたらよろしいでしょうかといふことを聞いたのであります。これは司令部の何とか、名前はちよつと忘れましたが、これはとにかく非公式な私的な見解だと断つておりますが、そうなれば日本政府の責任においてそれは取消す道もあるのだというような趣旨のことを答えられておるのであります。従いまして私はこういうような事情をも考慮に入れまして、今政府が研究中だということについての法的特別措置をとられる際におきましては、十分な考慮を拂つてもらいたいということが希望しておく次第であります。

○大橋国務大臣　これは第二次世界大戦の終戦前の事由によつて公職追放をする者につきましては、その分類の別表があるわけであります。その後の行動につきましては、これらの別表のどの項目とということはないのであります。特別の指令に基いて特に追放をいたすことに相なつております。

○鶴木委員　少し繰返すようではありますが、私どもが十月の九日に岡崎官房長官に会つて、公職追放の問題について政府の見解を聞いただした際は、追放の理由は、これらの諸君が臨時中央指導部の実質的なメンバーであつたということと、それから臨時中央指導部から出された好ましくない指令について責任があるということを答えておるのであります。これはさきの参議院の委員会における吉橋説明員の説明と符節を合せておるような答弁であります。ですが、この点も間違ひでありますようか。

○大橋国務大臣　それはきわめて不十分であると思います。

○鶴木委員　きわめて不十分だということでは、私にはよく理解できないのですが、間違つておるとおつしやるのですか。不十分だといえばどこが間違つておるという御趣旨でありますようか。

○大橋国務大臣　政府といたしましては非常にこの問題は重要であります。まだ納得できないところがありますが、しかしこれはきよらの御答弁を

さるに速記録でよく検討いたしました  
て、後日もう少し政府の見解を開いた  
だしたいと思いますが、きょうはこの  
程度にいたしておきたいと思います。  
その次に検務局長にお伺いいたした  
いと思います。私こはの前の委員会  
で、十月九日に全国八百数十箇所にわ  
たりまして家宅捜索が行われておる。  
これはどういうら人の犯罪事実について  
の嫌疑で、どことどことどのようによ  
つて、その捜査の結果はどうなつてお  
るかというようなことについての説明  
を求めるのでありますから、調べた上で  
答弁するというお話をありましたが、  
これをお答えを願いたいと思います。

○岡原説明員　お尋ねの去る十月九日  
に、全國數百箇所にわたりまして一齊  
に押収捜索をいたしましたことは、事  
実でござります。これは連合国に対する  
被破壊的批判を記載いたしました党活  
動指針と申しますか、昭和二十五年政  
令三百二十五号違反の文書が、全國的  
に配布されておるという事実の証拠固  
め並びにその事実に關係いたします他  
の被疑者の発見等を目的として行つた  
ものでございます。事件の当初から申  
しますと、この捜査、差押えを行つて  
至りましたのは、九月の末に東京都内  
におきまして逮捕されました詐欺の現  
行犯人中尾佐太郎なる者が、取調べを  
いたしました結果、党活動指針の全  
的な頒布を担当しておつたといふ資料  
がわかつて參りましたので、これに基  
きまして、さような手配になつたので  
ござります。この中尾は、その後取調  
べを進められ、また各地で集められま  
した証拠に基き、十月二十七日に東京  
地方裁判所に起訴されております。ま  
た捜査、差押えの結果、現在までに十

数名の関係機告人の起訴を見ておる状況でござります。なお本件に関しましては、さらに若干関係者もありますので、引き続き各地の検察庁において捜査が続行されておるようでござります。先ほど申し上げました押収、捜索はすべて裁判官の適法なる令状を得て行つたものであることを申し添えておく次第であります。

○鶴木委員 そういたしますと、中尾佐太郎という人が活動指針の全国的な配布をした、この配布先を捜査するということで八百数十箇所をおやりになつた、こういうことになるのでありますか。そうちたしますと、八百数十箇所は、私は実は一々その場所と氏名と、捜索の結果を聞きたいのであります。ですが、これはわかりませんか。

○岡原説明員 お尋ねの箇所は、先ほど数百箇所と申し上げましたが、相当箇所に上つておるのであります。最初東京でこの事件に手をつけましたところには、それより若干数が少かつたのをございます。しかるに実際に各地に連絡いたしまして、この中尾佐太郎から出ました各所番地を調べてみましたところが、中には移転した者もあり、あるいは偽名の者、あるいは隣家の者もあるといったような事実がわかりまして、その結果、捜索場所が追加されたれども、全般的に各地検の報告がそろつておりますので、これは今のところちょっととまとめて申し上げかねることを御了承願いたいのであります。

監所となつておつたと思います。ラジオでも同じように報告したと思うのであります。そこで私はせめて地検別にでも、十月九日に行つた家宅捜索の全額合計した数を御報告を願いたいと思います。同時に、その後も捜査を継続しておると言われるのですから、中尾佐太郎君の政令三百二十五号違反容疑についてすでに起訴されておるのでありますから、現在までに行つた家宅捜索の総計を御報告を願いたいと思うのであります。私がなぜこういうことを申すかといいますならば、一人の中尾佐太郎という人の政令三百二十五号違反に藉口いたしまして、かくも広汎な家宅捜索を行ふ、しかもその家宅捜索はまつたく関係のないような人のところに捜索が行われておる。ういうことは、新聞でもまつたく例証されるような写真や記事となつて現われておる事実に従つても明白であります。かよくなことが容認されまするならば、まつたく基本的な人権といふものが侵害され、平和な市民が安心をいたしまして生活することができない。恐怖の底に陥れられることに相なるのでありますから、これを御報告願いたいとりますから、これをお尋ねの各地検別に押搜査が進展しているようですがいかがですか。

す。実は中尾佐太郎の関係はすでに起訴されて、従つて先ほど申し上げる程度のことは発表してさしつかえないと思つて申し上げたのであります。現に捜査進行中のものはちよつとさしつかえがございますので、なお取調べました上でここでお知らせしてさしつかえないものはお話ししてもいいと思いますけれども、その点はあらかじめ御了承願いたいと思います。

○**梨木委員** 過般東京大学の工学部の教室を一齊に家宅捜索をしておりました。これはどういふ嫌疑でおやりになつたのでありますようか。

○**岡原説明員** ただいま御質問の点につきましては、私まだ報告を受けておりませんので、いずれまた調べました上でお答えいたしたいと思います。

○**梨木委員** その点はそこに御出席の吉河特警局長はよく御承知だらうと思いますが、その点の嫌疑の内容についてお伺いいたしたい。

○**吉河説明員** 実は私もまだそういう報告を受けしておりませんから、いずれまた調べまして……。

○**梨木委員** 東京大学の工学部教室の捜査といふものは、文部委員会においても重大な問題となつておるのであります。これは教室と申しましても、大学の教授の部屋であります。この部屋を一齊に捜索しておるのであります。しかし、そのやり方たるや當該教授の立会いもない。公務所といふものは、家宅捜索する場合には公務所の責任者あるいはこれにかわるべき者の立会いなくしてはやれないはずであります。しかるにさような者の立会いもなく、小使いさんは部屋の外に待たしておいて、家宅捜索しておるのであります。

う三名であつたとさうであります。約一時間ほどおりまして、押収物件は日本共産党臨時中央指導部名義のバンフレット五部その他計八点ということに報告されて来ております。なおその後十月十六日午後に木村代議士が松江地検に参られまして、本件につきまして事情を聞かれたそうであります。そこで涉外係の検事がさつそくその押収物の内容をさらに詳細に点検しました結果、本事件には直接必要ではないといふ認定をいたしまして、同日返還交付と報告されて来ております。

○製本委員　今のお説明だとこれも中尾佐太郎君の嫌疑だらうと思いますが、中尾佐太郎君の嫌疑というのは、今御説明になつたように活動指針の配布に関連しての検索だと聞いているのであります。だとするならば、木村榮君のところからも国会情報まで押収して行つてある。こういうことはまつたく容疑事実と関係のない検索をしていることになりはしませんか。事実今まで行つてある。こういうことはまつたあなたの御答弁のようにみんな仮還付しているというのです。こういうようなやり方、これが問題だと思うのです。だからこれは、結局はこの中尾佐太郎という人がたま／＼そういう嫌疑に問われたということを、一切の共産党員の家を家宅捜索する口実にしている、そういうふうに言われても弁解の余地はありませんまい。私はこういう警察のやり方は非常に不當だと思いますが、これは一体どういうような指導をされているのですか。どういうような監督をされておりますか。家宅捜索にあたりましては、ちゃんと何を捜索するかということを指令しなければならない。一体何を捜査するということで家

○西原説明員 拝收検索の令状には、おそれらく例の中尾佐太郎関係の被疑罪名が書いてあつたと思うのですが、それをひとつお伺いいたしましよう。  
おそれらく例の中尾佐太郎関係の被疑罪名が書いてあつたと思うのですが、それをひとつお伺いいたしましよう。それに基きまして、現場に来てました検察事務官まで——これは私の想像でござりますが、たいへんに誤解をいためたが、何でも日本共産党臨時中央指導部とも書いてあればいいと思つたのか、その辺はよくわかりませんが、とにかくたいたいまのようなバンブーレットを持って来たのでござります。今お話を現地の検察事務官の指導、訓練、監督といったようなものにつきましては、たいへん至らぬところがあるよろしくこの事件でわかりました次第でございます。この事件について今これ以上詳しいことは、実は報告が参つておりますんで、具体的にこの現場に差向けるのにどううもとのを持つて来といいます。この事件について今これ以上詳細にいたしかねますけれども、爾今かような際には十分押收物の特定、少くともその範囲の特定等につき方遺憾なきを期したいと存する次第でござります。

る」とことになるのであります。これはまた、まったく不當なことであると思うのであります。いまして、この点は十分、今後の検察にあたりまして注意をしていただきたいと思ふのであります。

それから次に伺いたいのであります。が、やはりわが党議員の刈田アサノ君のところにも家宅捜索が行われておるのであります。この家宅捜索は、実は家宅捜索の令状にはどこを捜索するといふことが何處書いてなかつた、椎野悦郎君の名前があるだけだ、こういふことを聞いておるのであります。が、これは一体どういう令状によつて、だれの嫌疑でどこを捜索するということでやつたのであります。この点おわかりでしようか。





を除く原案について、日本共産党を代表いたしまして反対いたします。反対の理由を申し上げます。

私どもが一つの法律をつくる場合においての態度を決定するには、表面におけるの法律の中でもうたつていていることだけではなく、実際その法律が行われようとする現実の社会が今どうなつているかを考えなければならぬ。この現状と切り離して問題を論議した場合には、まったくそれは空疎な観念論になるのであります。そこでこの法律を見ますと、なるほど第一條には、窮境にあるが再建の見込みある株式会社について事業の更生をはかることを目的にして、いるんだ、こうしならうようにうたつており、またこれに賛成する人々は、窮境にあるところの中小工業者更生のために、この法律は効果的であると言われる所以あります。法律の表面を見れば、なるほどその通りであります。しかしその法律が今実施されようとしておるところの社会の現状はどうであるか、こ

れを見まする場合、これは明らかに自由党・吉田内閣の政策によつて、日本の中小企業のみならず、一流の企業に至るまで、これが日米経済協力、言葉をかえて申しまするならば、アメリカの軍需産業の下請に協力しない限りは、この会社更生法を利用いたしましは、これが陳述するまでもある。ところが激増しておるといふことを報道しておるのであります。まして一流企業にあらざる中小企業の困憊している現状は、これは私が陳述するまでもありません。ところでこのよくな軍需産業に忠実に奉仕するよくな企業とい

うものは、こいつは助かる。しかしながらあくまでも平和国家の建設のためには、さよなら軍需産業をやらないところの、日本の平和的な発展のための企業の社会が今どうなつているかを考えなければならぬ。この現状と切り離して問題を論議した場合には、まったくそれは空疎な観念論になるのであります。そこでこの法律を見ますと、なるほど第一條には、窮境にあるが再建の見込みある株式会社について事業の更生をはかることを目的にして、いるんだ、こうしならうようにうたつており、またこれに賛成する人々は、窮境にあるところの中小工業者更生のために、この法律は効果的であると言われる所以あります。法律の表面を見れば、なるほどその通りであります。しかしその法律が今実施されようとしておるところの社会の現状はどうであるか、こ

れを見まする場合、これは明らかに自由党・吉田内閣の政策によつて、日本の中小企業のみならず、一流の企業に至るまで、これが日米経済協力、言葉をかえて申しまするならば、アメリカの軍需産業の下請に協力しない限りは、この会社更生法を利用いたしましは、これが陳述するまでもある。ところが激増しておるといふことを報道しておるのであります。まして一流企業にあらざる中小企業の困憊している現状は、これは私が陳述するまでもありません。ところでこのよくな軍需産業に忠実に奉仕するよくな企業とい

うものは、こいつは助かる。しかしながらあくまでも平和国家の建設のためには、さよなら軍需産業をやらないところの、日本の平和的な発展のための企業の社会が今どうなつているかを考えなければならぬ。この現状と切り離して問題を論議した場合には、まったくそれは空疎な観念論になるのであります。そこでこの法律を見ますと、なるほど第一條には、窮境にあるが再建の見込みある株式会社について事業の更生をはかることを目的にして、いるんだ、こうしならうようにうたつており、またこれに賛成する人々は、窮境にあるところの中小工業者更生のために、この法律は効果的であると言われる所以あります。法律の表面を見れば、なるほどその通りであります。しかしその法律が今実施されようとしておるところの社会の現状はどうであるか、こ

れを見まする場合、これは明らかに自由党・吉田内閣の政策によつて、日本の中小企業のみならず、一流の企業に至るまで、これが日米経済協力、言葉をかえて申しまするならば、アメリカの軍需産業の下請に協力しない限りは、この会社更生法を利用いたしましは、これが陳述するまでもある。ところが激増しておるといふことを報道しておるのであります。まして一流企業にあらざる中小企業の困憊している現状は、これは私が陳述するまでもありません。ところでこのよくな軍需産業に忠実に奉仕するよくな企業とい

うものは、こいつは助かる。しかしながらあくまでも平和国家の建設のためには、さよなら軍需産業をやらないところの、日本の平和的な発展のための企業の社会が今どうなつているかを考えなければならぬ。この現状と切り離して問題を論議した場合には、まったくそれは空疎な観念論になるのであります。そこでこの法律を見ますと、なるほど第一條には、窮境にあるが再建の見込みある株式会社について事業の更生をはかることを目的にして、いるんだ、こうしならうようにうたつおり、またこれに賛成する人々は、窮境にあるところの中小工業者更生のために、この法律は効果的であると言われる所以あります。法律の表面を見れば、なるほどその通りであります。しかしその法律が今実施されようとしておるところの社会の現状はどうであるか、こ

れを見まする場合、これは明らかに自由党・吉田内閣の政策によつて、日本の中小企業のみならず、一流の企業に至るまで、これが日米経済協力、言葉をかえて申しまするならば、アメリカの軍需産業の下請に協力しない限りは、この会社更生法を利用いたしましは、これが陳述するまでもある。ところが激増しておるといふことを報道しておるのであります。まして一流企業にあらざる中小企業の困憊している現状は、これは私が陳述するまでもありません。ところでこのよくな軍需産業に忠実に奉仕するよくな企業とい

うものは、こいつは助かる。しかしながらあくまでも平和国家の建設のためには、さよなら軍需産業をやらないところの、日本の平和的な発展のための企業の社会が今どうなつているかを考えなければならぬ。この現状と切り離して問題を論議した場合には、まったくそれは空疎な観念論になるのであります。そこでこの法律を見ますと、なるほど第一條には、窮境にあるが再建の見込みある株式会社について事業の更生をはかることを目的にして、いるんだ、こうしならうようにうたつおり、またこれに賛成する人々は、窮境にあるところの中小工業者更生のために、この法律は効果的であると言われる所以あります。法律の表面を見れば、なるほどその通りであります。しかしその法律が今実施されようとしておるところの社会の現状はどうであるか、こ

れを見まする場合、これは明らかに自由党・吉田内閣の政策によつて、日本の中小企業のみならず、一流の企業に至るまで、これが日米経済協力、言葉をかえて申しまするならば、アメリカの軍需産業の下請に協力しない限りは、この会社更生法を利用いたしましは、これが陳述するまでもある。ところが激増しておるといふことを報道しておるのであります。まして一流企業にあらざる中小企業の困憊している現状は、これは私が陳述するまでもありません。ところでこのよくな軍需産業に忠実に奉仕するよくな企業とい

うものは、こいつは助かる。しかしながらあくまでも平和国家の建設のためには、さよなら軍需産業をやらないところの、日本の平和的な発展のための企業の社会が今どうなつているかを考えなければならぬ。この現状と切り離して問題を論議した場合には、まったくそれは空疎な観念論になるのであります。そこでこの法律を見ますと、なるほど第一條には、窮境にあるが再建の見込みある株式会社について事業の更生をはかることを目的にして、いるんだ、こうしならうようにうたつおり、またこれに賛成する人々は、窮境にあるところの中小工業者更生のために、この法律は効果的であると言われる所以あります。法律の表面を見れば、なるほどその通りであります。しかしその法律が今実施されようとしておるところの社会の現状はどうであるか、こ

の支配を容易ならしめるようなどに役立つといふ面におきまして、反対するものであります。

○押谷委員長代理 これにて討論は終了いたしました。

これより採決いたします。まず修正案について採決いたします。ただいまの修正案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○押谷委員長代理 起立多數。よつて修正案は可決されました。

次にただいまの修正部分を除いた原案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○押谷委員長代理 起立多數。よつて本案はただいまの修正案通り修正議決されました。

○押谷委員長代理 次に破産法及び和議法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより討論を省略し、ただちに採決に入りたいと存じますが、御異議はございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押谷委員長代理 御異議なければ、討論を省略いたしまして、これよりただちに採決に入れます。本案に賛成の方の御起立を願います。

〔経賀起立〕

○押谷委員長代理 起立全員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

この際お詫びいたします。ただいま議決いたしました二法案に関する委員会の報告書の作成に関しましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議はありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押谷委員長代理 御異議がなければさういふことはからいます。  
本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十八分散会

〔参考〕

会社更生法案(内閣提出)に関する報告書  
破産法及び和議法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕